

遠賀町電子入札心得

(趣旨)

第1条 遠賀町が発注する建設工事又は測量・建設コンサルタント等に係る委託における一般(指名)競争入札のうち、電子入札システムによる入札(以下、「電子入札」という。)の取り扱いについては、地方自治法、同法施行令、遠賀町財務規則、遠賀町電子入札実施要綱、その他関係諸法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(一般競争入札参加資格確認申請書等の提出)

第2条 一般競争入札参加者は、電子入札システムにより、町長が指定した日時までに、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札公告等で求められた添付資料(以下、「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。)を提出しなければならない。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書等について紙媒体での提出を指定している場合又はファイル容量超過等により電子入札システムで添付できない場合には、紙媒体を入札担当主管課に持参して提出するものとする。

2 入札参加者は、提出期間終了後は提出した一般競争入札参加資格確認申請書等を書換え、引換え又は撤回することはできない。

(指名通知書の確認)

第3条 指名競争入札の指名通知書は、原則として電子入札システムで送信する。

2 入札参加者は、指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信するものとする。

3 前2項に規定する電子入札システムによる送信が難しい場合はFAX等で送信するものとする。

(設計図書等の配布)

第4条 設計書、仕様書、図面等(以下、「設計図書等」という。)の設計図書等は、原則として入札情報公開システム(発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステム)で配布するものとする。ただし、これにより難しい場合は、入札担当主管課において配布するものとする。

(内訳書の作成)

第5条 入札参加者は、見積に当たっては設計図書等の内容をよく確認し、入札金額の積算内訳(数量、単価及び金額)を明らかにしたもの(以下、「内訳

書」という。)の電子ファイルを作成し、入札書の登録時に添付して提出しなければならない。なお、電子ファイルはマイクロソフト社のワード若しくはエクセル又はアドビシステムズ社のアcroバットにより開くことができる形式でなければならない。ただし、町長が他の作成ツールを指定する場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第6条 入札参加者は、設計図書及び現場を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書に疑義があるときは、指示された質疑期限までに電子入札システムにより説明を求めなければならない。窓口、電話での質疑は一切、受付けないものとする。

- 2 入札書は、公告又は通知書に示した日時までに、電子入札システムに入札金額及び電子くじ番号を登録して提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で入札しなければならない。
- 4 入札金額は、内訳書の合計金額と一致しなければならない。
- 5 入札参加者は、入札書受付締め切り後は書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札執行（開札）までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、辞退届受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。

- 2 入札参加者は、辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(紙入札書等の取扱い)

第8条 紙入札により入札に参加する業者（以下、「紙入札業者」という。）は、紙入札方式参加届出書（遠賀町電子入札実施要綱様式第1号）を入札公告等に記載された入札書受付締切日までに、入札担当主管課に提出するものとする。ただし、紙入札方式参加届出書の受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。

- 2 紙入札業者は、紙入札用入札書（遠賀町電子入札実施要綱様式第2号。以下、「紙入札書」という。）及び内訳書等の入札参加必要書類（以下「入札参加必要書類」という。）を記名押印のうえ封入し、次条にて指定する方法によ

り、入札公告等に記載された入札書受付締切日までに、入札担当主管課に提出しなければならない。ただし、紙入札書及び入札参加必要書類の受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。

- 3 紙入札書には、電子くじを適用する場合の電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、記載がない場合、くじ入力番号は「000」として取扱うものとする。
- 4 提出した紙入札書等は書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 5 紙入札業者が入札を辞退する場合は、辞退届を入札執行（開札）までに、入札担当主管課に提出するものとする。ただし、辞退届の受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。紙入札業者は、辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

（入札の中止等）

第9条 町長は、システムに障害、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。

- 2 入札者が協定して入札したと認められるとき、又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取り消しを行うことができる。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
- (3) ICカードを不正に取得した者がした入札
- (4) 不正の目的を持ってICカードを使用した入札
- (5) 同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (6) 同一事項の入札について、2通以上の紙入札書を提出したとき。
- (7) 公表する予定価格を上回る入札
- (8) 最低制限価格を下回る入札
- (9) 内訳書の添付がない入札、または添付された内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額が一致しない入札
- (10) 再度入札の場合、前回の最低金額以上の入札
- (11) 紙入札書に入札者の記名押印がないとき、または入札金額が訂正されているとき。
- (12) 紙入札書の記載事項について判読できないとき。
- (13) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (14) その他入札に際し不正の行為があったとき。
- (15) 前各号のほか、町長が指示した事項に違反したとき。

(落札者の決定)

第11条 予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、入札参加者に落札決定通知書を電子入札システムにより送信する。なお、紙入札業者については、口頭等で通知を行う。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき金額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子くじを行い落札者を決定するものとする。

(入札回数)

第13条 落札者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 入札回数は、再度入札を含め2回までとする。ただし、最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、再度入札に参加することはできない。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札決定後、当方所定の契約書により、5日以内に契約締結手続きをしなければならない。

(前払金の請求)

第15条 落札者は、契約金額について、保証事業会社の保証があるときは、前払金を請求できる。(前払金の範囲は、1件の請負代金額が300万円以上の土木建築に関する工事とし、契約金額の40%以内(万円未満切捨)とする。ただし、設計、調査及び測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあつては、1,000万円以上のものとし、契約金額の30%以内(万円未満切捨)とする。)

(異議の申し立て)

第16条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、契約の条項及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(監理技術者)

第17条 専任の監理技術者を要する工事の監理技術者は監理技術者証の交付を受けた者でなければならない。

(その他)

第18条 遠賀町から指名停止を受けた指名停止期間中の建設業者を遠賀町発注工事の下請に入れることはできない。

2 遠賀町発注工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合は、直ちに遠賀町に報告し、警察に届出を行うこと。遠賀町への報告、または警察への届出を怠った場合、指名停止を行う。(遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程参照のこと)